# 平成 28 年度

定期監査結果報告書

平成29年3月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、 同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に報告するものであ る。

平成29年3月

瀬戸内市監査委員 小野和倫同中村勝行

# 目 次

		ページ
第1	基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第6	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第7	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	市民課 ·····	3
2	福祉課	4
3	いきいき長寿課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	建設課	8
5	上水道業務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	社会教育課	10
7	備前長船刀剣博物館	11
8	市立美術館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

#### 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準(平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号)に準拠して監査を行った。

# 第2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

# 第3 監査の対象

出 納 室

総 務 部 総務課、契約管財課

危機管理部 危機管理課

総合政策部 企画振興課

市民部市民課、税務課、収納推進課、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所

環 境 部 環境政策推進室、生活環境課、クリーンセンターかもめ、長船衛生センター

保健福祉部 福祉課、子育て支援課、いきいき長寿課、健康づくり推進課

産業建設部 建設課、産業振興課

消防本部

上下水道部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課

病院事業部市民病院、裳掛診療所、美和診療所

教育委員会 総務学務課、社会教育課、牛窓北小学校、牛窓学校給食調理場、邑久学校給食調理場、長船学校給食調理場、備前長船刀剣博物館、市立美術館

# 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

# 第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法 により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

# 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対	象部課	実 施 場 所
平成28年10月31日(月)	保健福祉部	福 祉 課	ゆめトピア長船
		いきいき長寿課	11
		子 育 て 支 援 課	11
		健康づくり推進課	11
11月2日(水)	市民部	市 民 課	本庁執行部控室
		税 務 課	11
		収 納 推 進 課	11
		牛 窓 支 所	牛 窓 支 所
		裳 掛 出 張 所	裳 掛 出 張 所
		長 船 支 所	長 船 支 所
11月7日(月)	環 境 部	クリーンセンターかもめ	クリーンセンターかもめ
		長船衛生センター	長船衛生センター
		環境政策推進室	本 庁 3 階 会 議 室
		生 活 環 境 課	11
	上下水道部		上下水道庁舎
		上 水 道 施 設 課	II
		下 水 道 課	II .
11月14日(月)	出納室		本庁執行部控室
	消防本部		消 防 本 部
	病院事業部	美和診療所	美和診療所
		裳 掛 診 療 所	裳掛診療所
11月15日(火)	病院事業部	市民病院	市 民 病 院
	教育委員会	牛 窓 北 小 学 校	牛 窓 北 小 学 校

監査期日		交	十 象 音	部 課					実加	短場 所	
11月16日(水)	教育委	員 会	総	務	学	務	課	牛	窓	支	所
			社	会	教	育	課			"	
			市	立	美	術	館			<i>II</i>	
			牛系	密学相	<b>交給</b>	食調理	里場	牛窓	学校	給食調	] 理場
			邑ゟ	へ学 村	<b>交給</b>	食調理	里場	邑久	学校	給食調	] 理場
			長舟	<b>公学</b>	<b>交給</b>	食調理	里場	長船	学校	給食調	] 理場
			備自	前長♬	船刀1	剣博4	物館	備前:	長船	刀剣博	車物 館
11月18日(金)	総 務	部	総		務		課	本 庁	3	階 会	議室
			契	約	管	財	課			<i>II</i>	
	総合政	策部	企	画	振	興	課			<i>II</i>	
	危機管	理部	危	機	管	理	課			<i>II</i>	
	産業建	設 部	建		設		課			"	
			産	業	振	興	課			"	

# 第7 監査の結果

監査した結果は、次のとおりである。

# 1 市民課

# (1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

# (ア) 歳入の調定事務等において、不適正な事務処理が行われていたもの

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の5の規定によると、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖することとなっている。また、瀬戸内市会計規則(平成16年瀬戸内市規則第46号)第28条第1項の規定によると、歳入徴収者は、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰り越さなければならないこととなっている。すなわち、平成27年度中に調定した歳入のうち28年5月31日までに収入済とならないものについては、同年6月1日に28年度の調定額に繰り越さなければならないこととなっている。

しかし、市民課は、27年度に調定した住宅新築資金等貸付金償還金について、出納 閉鎖期日である28年5月31日までに収入済とならなかったものではなく、同年3月 31日までに収入済とならなかったもの計104万5015円を同年4月1日に28年度の調 定額に繰り越していた。

また、このことによって、27年度中に調定していた住宅新築資金等貸付金償還金の うち同年5月11日に納付された2件4万3603円が、27年度の歳入とならず、28年度 の歳入となっていた。

したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。

#### 2 福祉課

# (1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 歳入の調定事務において、不適正な事務処理が行われていたもの

地方自治法第235条の5の規定によると、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖することとなっている。また、瀬戸内市会計規則第28条第1項の規定によると、歳入徴収者は、既に調定した歳入のうち当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならないものは、当該期日の翌日において翌年度の調定額に繰り越さなければならないこととなっている。すなわち、平成27年度中に調定した歳入のうち28年5月31日までに収入済とならないものについては、同年6月1日に28年度の調定額に繰り越さなければならないこととなっている。

しかし、福祉課は、27年度に調定した生活保護費等返還金について、出納閉鎖期日である28年5月31日までに収入済とならなかったものではなく、同年3月31日までに収入済とならなかったもの計20万4000円を同年4月1日に28年度の調定額に繰り越していた。

したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。

#### 3 いきいき長寿課

# (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
  - (ア) 補助金の事務において、不適正な事務処理が行われていたもの

いきいき長寿課は、福祉の向上及び増進を図ることを目的として老人クラブ連合会等に対して補助金を交付している。平成27年度分の7件の補助金に関する交付金額、補助事業等の完了年月日、補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)の受領年月日、確定通知年月日及び補助金交付年月日は、次の表のとおりであり、計457万2220円を交付している。

表 老人クラブ連合会等に対する補助金の交付等の状況(平成27年度)

補助金の名称 / 補助事業者名	交付金額	補 助 事 業 等 完 了 年 月 日	実績報告書 受領年月日	確定通知年 月 日	補助金交付年 月 日
老人クラブ連合会運営補助金/瀬戸内 市老人クラブ連合会	766,300 円	平成28年3月31日	28年3月28日	28年3月31日	27年6月24日
老人クラブスポーツ大会運営補助金(長船支部)/瀬戸内市老人クラブ連合会	150,000 円	28年3月31日	28年3月28日	28年3月28日	27年6月24日
老人クラブスポーツ大会運営補助金(邑 久支部)/瀬戸内市老人クラブ連合会	150,000 円	28年3月31日	28年2月24日	28年2月24日	27年6月24日
老人クラブスポーツ大会運営補助金(牛窓支部)/瀬戸内市老人クラブ連合会	150,000 円	28年3月31日	28年2月24日	28年2月24日	27年6月24日
単位老人クラブ運営補助金/瀬戸内市 老人クラブ連合会	3,270,960 円	28年3月31日	28年3月28日	28年3月31日	27年6月24日
単位老人クラブ運営補助金(邑久光明 園)/邑久光明園入所者自治会	42,480 円	27年10月20日	28年2月24日	28年2月24日	27年7月24日
単位老人クラブ運営補助金(愛生園) /長島愛生園老人クラブ	42,480 円	(注1) 27年11月30日	(注2) 28年3月31日	28年3月31日	27年7月9日
計	4,572,220 円				

<sup>(</sup>注1) 収支報告書の対象期間の末日を記載した。

瀬戸内市補助金等交付規則 (平成 16 年瀬戸内市規則第 44 号) 第 17 条第 1 項の規定 によると、補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了した日から起

<sup>(</sup>注2) 収支報告書を市に提出した年月日である。

算して20日以内に、補助事業等の実施状況を記載した実績報告書に収支決算書等を添えて市長に報告しなければならないこととなっている。また、同規則第18条によると、市長は、実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者等に対し通知することとなっている。さらに、同規則第20条によると、補助金等は、同規則第18条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付することとなっている。

しかし、いきいき長寿課は、7件の補助金に係る補助事業者等に対して、補助金等の額を確定していないばかりか、当該補助事業者等から実績報告書、収支決算書等の提出を受けていないにもかかわらず、計457万2220円を支出していた。

また、邑久光明園入所者自治会は、補助事業の完了した日から4か月以上経過してから ち実績報告書等を提出しているのに、いきいき長寿課は、特段の指摘等をすることなく、 実績報告書等の提出日と同日付けで補助金等確定通知書を通知していた。

さらに、長島愛生園老人クラブは、収支報告書だけを提出し、実績報告書を提出して いないにもかかわらず、いきいき長寿課は、補助金等確定通知書を通知していた。 したがって、本件は、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。

#### (イ) 会計事務において、不適正な事務処理が行われていたもの

いきいき長寿課は、介護予防普及啓発事業のため、希望者に対して体操用ゴムバンド (セラバンド) や体操のCDを販売し、その代金を、また、各種教室への参加者から参加料を同課の課員が直接収納している。そして、収納された代金は、介護予防事業負担金として平成26年度は6万0910円、27年度は7万8060円、28年度(29年2月末まで)は12万0370円の歳入となっている。

瀬戸内市会計規則第4条第1項の規定によると、いきいき長寿課の出納員は同課長と されている。また、同規則第3条の規定によると、出納員である同課長は、税外諸収入 金の収納等の事務の委任を受けたこととなっている。そして、同規則第33条第2項の規 定によると、会計管理者又は出納員は、現金取扱簿を備え、直接収納に係る現金等の受払 いを記載して整理しなければならないとなっている。

しかし、いきいき長寿課の出納員である同課長は、現金取扱簿を備えておらず、現金の受 払いを整理していなかった。

したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。

# (2) 意見 (要望事項)

ア 経済性、有効性等の観点から検討する必要があると認められるもの

# (ア) 補助金の交付額について

いきいき長寿課は、福祉の向上及び増進を図ることを目的として老人クラブ連合会に対して運営補助金を平成25年度は62万8430円、26年度は61万5110円、27年度は76万6300円を交付している。

25年度から27年度までの老人クラブ連合会が市に報告した収支決算書の状況をみる と、次の表のとおり、毎年度収支差額が発生していて、当該収支差額を翌年度に繰り越 している。

#### 表 瀬戸内市老人クラブ連合会が報告した収支決算書の状況

区分	収入済額	支出済額	収支差額	収入済額のうち	
	収入付銀	<b>火山併</b> 僚	以又左領	運営補助金	会 費
平成25年度	5,895,408円	5,735,798円	159,610円	628,430円(207,000円+74円×5,695人)	626,450円
26年度	5,985,312円	5,785,771円	199,541円	615,110円(207,000円+74円×5,515人)	606,650円
27年度	5,942,260円	5,622,599円	319,661円	766,300円(207,000円+100円×5,593人)	615,230円

- (注) 1. 25年度の収入済額には、単位クラブ分補助金等395万5920円が含まれており、支出済額には、同収入を原資と した単位クラブ等に対する支出395万7985円が含まれている。
  - 2. 26年度の収入済額には、単位クラブ分補助金等391万3440円が含まれており、支出済額には、同収入を原資と した単位クラブ等に対する支出391万6735円が含まれている。
  - 3. 27年度の収入済額には、単位クラブ分補助金等372万0960円が含まれており、支出済額には、同収入を原資と した単位クラブ等に対する支出372万4229円が含まれている。

そして、27年度の収支差額は31万9661円で、26年度に比べ12万0120円増加している。 これは、27年度において、単価に会員数を乗ずるなどして補助金額を算出するに当たり、 1人当たりの単価を26円引き上げて100円としたことなどが原因と認められる。

しかし、補助金を交付した先の補助事業者において、毎年繰越金が生じている事態は、 会計年度独立の原則、補助事業の適正な執行等の上で適切でないと認められる。

したがって、経済性、有効性の観点から、補助金の交付額を、補助事業者において多額の繰越金が発生しない程度にまで減額するなどの検討をする必要があると認められる。

#### 4 建設課

#### (1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 歳入の調定事務において、不適正な事務処理が行われていたもの

瀬戸内市会計規則第28条第2項によると、同条第1項の規定により繰り越しをした 調定済額で、翌年度の末日までに収入済とならないものについては、当該年度末の翌日 において、翌々年度の調定済額に繰り越し、翌々年度の末日までになお収入済とならないものについては、その後順次繰り越さなければならないこととなっている。すなわち、平成26年度に調定したものの27年5月31日までに収入済とはならず、同年6月1日 に27年度の調定額に繰り越したもので、28年3月31日までに収入済とならなかったものについては、同年4月1日に28年度の調定済額に繰り越さなければならないことと なっている。

しかし、建設課は、26年度に調定したものの27年5月31日までに収入済とならず、同年6月1日に27年度の調定額に繰り越したもので、28年3月31日までに収入済とならなかった市営住宅使用料計399万5755円を同年6月1日に調定し、28年度の調定済額に繰り越していた。

したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。

#### 5 上水道業務課

# (1) 意見(要望事項)

ア 効率性、経済性の観点から検討する必要があると認められるもの

# (ア) 携帯電話の契約プランについて

上水道業務課は、緊急時対応等に際し現場と担当課の連絡手段確保のため、携帯電話9台分の利用契約を締結しており、平成28年末までの間に、長いものでは約20年、短いものでも約6年にわたり契約している。

携帯電話の料金は、基本使用料と、通話量等に応じた通話料・通信料等からなっている。この料金の種別としては、FOMAタイプM、同S、同SSといった種類がある。このうちFOMAタイプMは基本使用料が月額5000円(税抜き。以下、本項において同じ。)であり無料通信分が4000円分含まれている。一方、FOMAタイプSは無料通信分が2000円分であるものの基本料金が月額3000円であり、FOMAタイプSSは無料通信分が1000円分であるものの基本料金が月額1864円となっている。そして、それぞれのタイプに係る無料通話分は、利用しなかった分については翌月、翌々月に繰り越すことができることになっている。このため、通話量等が少ない携帯電話については、FOMAタイプS、同SSを選択したほうが利用料金は割安となる。

監査したところ、上水道業務課が契約している9台の携帯電話のうち3台については FOMAタイプMを、2台についてはFOMAタイプSを選択していた。

そこで、これら5台について27年度の利用状況をみたところ、①FOMAタイプMを選択している3台のうち2台については、通信量等が少ないことから、全ての月において4000円分の無料通信分を使うことなく全額分を翌月に繰り越しており、②同タイプを選択している残る1台については、通信量等が少ないことから、11か月において同額分の無料通信分を使うことなく全額分を翌月に繰り越しており、③FOMAタイプSを選択している2台のうち1台は、通信量等が少ないことから、全ての月において2000円分の無料通信分を使うことなく全額分を翌月に繰り越していた。

これらのため、利用実態に応じた経済的な料金種別を選択していたとすれば、27年度

は約4万6000円(税込み)節減できたと認められた。

したがって、上水道施設課が利用している携帯電話について長期間にわたり料金種別を見直さず、利用実態に応じた経済的な料金種別を選択していないことは、効率性、経済性の観点から検討する必要があると認められる。

なお、本件は、監査を実施した後、担当課において速やかに検討がなされ、料金種別 の見直しなどが図られている。

#### 6 社会教育課

#### (1) 意見(要望事項)

ア 効率性、経済性の観点から検討する必要があると認められるもの

#### (ア) 郵便料金について

社会教育課では、成人式の案内を通知するため、平成28年度に、82円切手を貼付した封書を412通 (これに係る切手代3万3784円) 発送している。

日本郵便株式会社では、同一差出人から差し出される定形郵便物または定形外郵便物で、同時に100通以上差し出すなどの条件を満たし、同一の郵便区内のみでその引受け及び配達を行う郵便物については、割安な郵便料金で届けるなどの制度を提供している。そこで、前記の成人式の案内通知に係る封書について、上記の制度の適用を受けていたとすると、同一の郵便区内に宛てて発送した封書は330通で、切手代及び郵便代は3万0484円となり、3300円を節減することができたと認められる。

したがって、成人式の案内通知に係る封書について、経済的な郵便料金制度の適用を 受けていないことは、効率性、経済性の観点から検討する必要があると認められる。

- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
  - (ア) 予算執行を改善する必要があると認められるもの

社会教育課では、平成28年3月7日に、計9万6200円分の切手等を購入している。 しかし、購入の前日である同月6日の切手等の残高は5万8921円分であり、同月7 日以降の切手等の受払いの状況についてみると、上記以外の受入れ (=購入) はなく、 払出し (=使用) が3万7341円分となっていて、27年度末の切手等の残高は、計11万7780円となっていた。すなわち、前記の28年3月7日に購入した計9万6200円分の切手等は、購入しなくとも27年度における切手等の受払いは充足できたものと認められる。

予算の執行に当たっては、年度中に必要数量を計画的に購入し、かつ、使用することが基本であって、切手等の有価証券を大量に年度末に購入し、翌年度に繰り越すことは、会計年度独立の原則の趣旨を逸脱するものと考えられる。

したがって、切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、大量の残高を翌 年度に繰り越すことのないよう改善する必要があると認められる。

# 7 備前長船刀剣博物館

# (1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

# (ア) 入場料の減額及び免除について

備前長船刀剣博物館の入場料は、備前おさふね刀剣の里条例(平成16年瀬戸内市条例第94号)第11条が規定する別表第2に定められており、常設展については一般の個人が500円、高大学生の個人が300円などとなっている。そして、同条例第12条の規定により、市長は、特に必要があると認めたときは、入場料を減額し、または免除することができるものとされている。

しかし、備前長船刀剣博物館は、市長の承認を得ることなく、満65歳以上の者については対象者に発行するシルバーカードの提示により入場料を100円減額して400円とし、障がい者については障害者手帳の提示により無料としている。また、市内共通割引券を発行し、同券の提示により入場料を一般個人は100円減額して400円、高大学生の個人は50円減額して250円としている。

したがって、市長の承認を得ることなく別表第2に定められていない者を対象とする

などして入場料の減額及び免除をしていることは適正を欠いており、市長の承認を得た り条例の別表に規定したりするなどの是正をする必要があると認められる。

#### 8 市立美術館

#### (1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

#### (ア) 観覧料の減額及び免除について

市立美術館の観覧料は、瀬戸内市立美術館条例(平成22年瀬戸内市条例第8号)第8条が規定する別表第1に定められており、常設展、企画展については一般の個人が400円、中学生以下は無料等となっている。そして、瀬戸内市立美術館条例施行規則(平成22年瀬戸内市教育委員会規則第3号)第4条の規定により、観覧料等を次の表のとおり減免することができるものとされており、市長が特に必要があると認めたときは、その都度市長が認める額の減額又は免除ができることとなっている。

#### 表 市立美術館の観覧料等の減免

減 額 又 は免 除 することができる場 合	減額又は免除の別及びその額
(1) 市又は教育委員会が主催する事業に利用するとき。	全額免除
(2) 市又は教育委員会が共催する事業に利用するとき。	
(3) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が	
教育目的に利用するとき。	
市内の文化・生涯学習・コミュニティ団体及びこれに準ずる市民	5割减額
で構成される団体が利用するとき。	
市又は教育委員会が後援して利用するとき。	2割减額
市長が特に必要があると認めたとき。	その都度市長が認める額の減額又は免除

また、特別展の観覧料については、別表第1において、1500円以内で市長が別に定める額とされている。

しかし、市立美術館は、市長の承認を得ることなく、満65歳以上の者については対象者に発行するシルバーカードの提示により観覧料を100円減額して300円とし、障がい者については障害者手帳の確認により無料としている。また、特定の民間企業が発行す

るカードの提示により観覧料を100円減額して300円としている。さらに、市内共通割引券を発行し、同券の提示により観覧料を100円減額して300円としている。

また、特別展の観覧料については、市長の承認を得ることなく決定している。

したがって、市長の承認を得ることなく別表第1に定められていない者を対象とする などして観覧料の減額及び免除をしていることや特別展の観覧料を決定していることは 適正を欠いており、市長の承認を得たり条例等の別表に規定したりするなどの是正をす る必要があると認められる。